



親 展



重要なお知らせ 年金に関するお知らせ

差出人  日本年金機構 Japan Pension Service 〒168-8505 東京都杉並区高井戸西三丁目5番24号

❗ 開封前にあて名をご確認ください。
このお知らせを受け取られた方が、あて名記載の受取人でない場合は、開封せず、「誤配」と記入し、郵便ポストに投函してください。

裏面①からゆっくりていねいに開いてご確認ください。
水に濡れている場合は、よく乾かしてから開いてください。

年金加入期間確認のお願い

このお知らせは、基礎年金番号に登録されている年金加入期間では、**年金を受け取るために必要な受給資格期間(10年:120月)**が確認できない方や**年金加入記録の確認が必要な方に送付しています。**

年金を受け取るために必要な受給資格期間

次の加入期間等の合計が**10年(120月)**以上あれば、老齢年金の受給資格期間を満たします。

- 保険料納付済期間
 - ・国民年金保険料を納めた期間
 - ・厚生年金保険(船員保険を含む)の加入期間
 - ・各共済組合等の組合員期間
- 保険料免除等期間
 - ・国民年金保険料を免除・納付猶予された期間
- 合算対象期間
(裏面の「合算対象期間について」をご確認ください。)



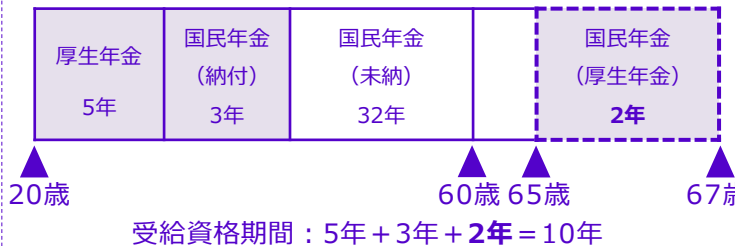
お客様の基礎年金番号
XXXX-XXXXXX

老齢年金の受給資格を得るためには

①合算対象期間を確認
過去に専業主婦(夫)や学生等の期間はありますか？
保険料納付済期間や免除等期間のほかに、合算対象期間を確認することにより、年金を受け取れる可能性があります。



②国民年金に任意加入または厚生年金に加入
65歳から国民年金に任意加入し保険料を納付、または厚生年金に加入することにより、年金を受け取れます。
(裏面の「任意加入の特例について」もご確認ください。)



※詳細は年金事務所、街角の年金相談センターにご相談ください。

年金相談に関する一般的なお問い合わせは『ねんきんダイヤル』へ！



0570-05-1165

●050から始まる電話でおかけになる場合は、（東京）03-6700-1165

<受付時間> 月 曜 日 午前8：30～午後7：00

火～金曜日 午前8：30～午後5：15

第2土曜日 午前9：30～午後4：00

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7:00まで相談をお受けします。
※土日（第2土曜日を除く）祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

来訪相談のご予約は『予約受付専用電話』へ！



ゴ ヨヤクヲ
0570-05-4890

●050から始まる電話でおかけになる場合は、（東京）03-6631-7521

●年金事務所等の窓口で年金請求手続きや、受給している年金についての相談を希望される方は、ぜひ、予約相談をご利用ください。

<受付時間> 月～金曜日（平日） 午前8：30～午後5：15

※土日祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

お問い合わせ、ご予約の際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

○代理人（二親等以内）の方からお問い合わせいただく場合は、ご本人の基礎年金番号に加え、代理人の方の基礎年金番号も必要です。

○月曜日など休日明けや、お客様のお手元に通知書が届いた直後（5日程度）は電話がつながりにくっております。あらかじめご了承ください。

○おかけ間違いには、十分ご注意ください。

日本年金機構ホームページもご利用ください。

日本年金機構

検索

<https://www.nenkin.go.jp/>

○全国の年金事務所所在地と電話番号などがご確認いただけます。

○年金に関する基礎知識や「年金Q & A」がご確認いただけます。

① 水に濡れている場合は、よく乾かしてからおはがしください。

XXXX XXXX XXX

■合算対象期間について

次の期間は、老齢基礎年金・老齢厚生年金を受け取るのに必要な受給資格期間の対象となります。

①昭和36年4月から昭和61年3月までの間に、厚生年金保険・船員保険・共済組合等に加入している方の配偶者が国民年金に任意加入しなかった期間、または任意加入したが保険料を納付しなかった期間。
（任意加入し、保険料を納付した期間は、保険料納付済期間に入ります。）

②昭和36年4月から昭和61年3月までの間に、以下の方が国民年金に任意加入しなかった期間、または任意加入したが保険料を納付しなかった期間。

・厚生年金保険・船員保険・共済組合等の老齢（退職）年金受給者とその配偶者

・厚生年金保険・船員保険・共済組合等の障害年金受給者とその配偶者

・厚生年金保険・船員保険・共済組合等の遺族年金受給者

・厚生年金保険・船員保険・共済組合等の老齢（退職）年金の受給資格を満たした方とその配偶者

* 昭和61年4月からは、老齢（退職）年金受給者以外はすべて、20歳から60歳まで国民年金に加入することになっています。

③昭和36年4月以降、海外在住者、学生などが国民年金に任意加入しなかった期間、または任意加入したが保険料を納付しなかった期間。

* 平成3年4月からは、20歳以上の学生はすべて、国民年金に加入することになっています。

④厚生年金保険・船員保険の脱退手当金を受け取った期間のうち、昭和36年4月以降の期間。

（大正15年4月2日以降に生まれた方で、昭和61年4月から65歳になるまでの間に国民年金の保険料納付済期間または保険料免除等期間を有する方に限ります。）

※上記①～③は、すべて20歳以上60歳未満の期間に限ります。

■任意加入の特例について

年金の受給資格期間を満たすために、次の条件で65歳から国民年金に任意で加入することができます。（厚生年金保険に加入中の方は除く）

●昭和40年4月1日以前に生まれた方

●老齢または退職を支給事由とする年金の受給資格期間を満たしていない

●65歳以上70歳未満

●日本国内に住所のある方または海外に居住する日本人

※受給資格期間を満たすまで(10年:120月)が加入の限度となります。

■年金のご相談について

受給資格期間を確認した結果、老齢年金を受け取るために必要な期間(10年:120月)を満たした方や、合算対象期間の確認、国民年金の任意加入などを希望される方は、お近くの年金事務所または街角の年金相談センターまでぜひご相談ください。

予約受付専用電話（0570-05-4890）で、ご希望の年金事務所と相談日を予約



相談日までに相談に必要な書類を準備



年金事務所または街角の年金相談センターに相談
※年金見込額や繰下げによる増額なども確認できます。